

大学等関係各位

国立研究開発法人 科学技術振興機構
知的財産戦略センター
事務局長 奈良坂 智

知財活用支援事業『大学等知財基盤強化支援<権利化支援>』 (外国特許出願支援)に関する平成 28 年度の運用変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は科学技術振興機構(以下、JST という)の事業及び制度について、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、JST 知的財産戦略センターでは、平成 15 年度から大学等の外国特許出願支援を開始し、平成 26 年度は『重要知財集約活用(FS 型)』として大幅な見直しを行い、さらに平成 27 年度には大学等の研究成果の活用がより効果的に促進されるよう運用の一部変更を行いました。

今般、JST においては、「知財推進計画 2015」や「第 5 期科学技術基本計画」も踏まえ、大学等自身の知財戦略策定及び自立的な知財マネジメント実行の促進に資する知財基盤強化の観点から、知財支援事業の名称を変更し、運用を改めることとしました。本事業により、引き続き、大学等における知財マネジメントを総合的に支援していきます。特に、今回、権利化支援の内容について以下のとおりご案内いたします。詳細につきましては、JST ホームページに公募要領等を掲載(3 月下旬予定)いたします。

大学等関係者の皆様には、JST 知財支援を引き続きご利用下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 支援名の変更

「重要知財集約活用支援」から「大学等知財基盤強化支援」へ	
平成27年度支援/業務名	平成28年度支援/業務名
重要知財集約活用	大学等知財基盤強化支援 ※1
1 知財FS型(外国特許出願支援)	権利化支援 ※2
2 知財FS型(大学特許強化支援)	人的サポート ※2
3 知財譲受	パッケージ化 ※3

※1 「重要知財集約活用」を「大学等知財基盤強化支援」へ改名

※2 「知財FS型(外国特許出願支援)」と「知財FS型(大学特許強化支援)」を発展的に解消し、知財マネジメント活動を進める大学等への支援

※3 「知財譲受」、「スーパーハイウェイ」を含む新たな支援/業務名

2.「大学等知財基盤強化支援<権利化支援>」の平成 28 年度の実施方針

- 大学等の知財基盤強化に向けて、外国特許出願支援の一層効果的な執行の観点から、PCT 出願の採択規模と指定国移行の採択規模のバランスを見直し、指定国移行段階では技術移転の可能性をより一層重視して厳正に審査し、採択の絞り込みを実施する。
- 申請する大学等の知財マネジメント力量の進化に期待する。今後、申請する大学等が主体となって JST 知的財産審査委員会(以下、知財審査委員会という)の資料作成と説明を行っていく方針とし、平成 28 年度から段階的に進めていく。

3.「大学等知財基盤強化支援<権利化支援>」の主な変更点

項目	(平成 27 年度)	平成 28 年度 平成 28 年 4 月の申請案件から適用
①採択件数	PCT 出願と指定国移行の採択件数を絞り込んだ。	・PCT 出願段階では、平成 26 年度以前の水準を目途に採択する。 ・指定国移行段階では、技術移転の可能性をより一層重視して採択の絞り込みを実施する。
②申請時期	PCT 出願期限／指定国移行期限の6ヶ月前に申請	・申請期限は変更なし。 ただし、PCT 出願申請は、より強い特許にするための準備時間を確保するため、6ヶ月前の申請期限より早く、国内基礎出願後、早目の申請を推奨する。
③申請書	—	・大学の特許戦略立案や技術移転活動に関する「知財・技術移転体制、技術移転活動計画、知財予算確保」を記載する様式を追加。
④審査資料の作成	JST 特許主任調査員が、主に発明者インタビュー、特許調査、資料作成、及び知財審査委員会におけるプレゼンを実施。	・大学が主体となって知財審査委員会用の資料を作成し、JST 特許主任調査員はそれに協力する(平成 28 年度上期に一部導入、下期から実施予定)。(※1) ・大学による知財審査委員会でのプレゼンの本格導入は平成 29 年度とする。平成 28 年度はその準備期間として段階的に実施機関を増やしていく。(※2)
⑤指定国移行(技術移転活動のエビデンス)	共同研究契約や実施許諾契約等に向けた進展がみられる知財を支援する。契約締結された知財のほか、契約書の原案の提出でも申請可とする。	・同 左 技術移転活動の実態に即し、エビデンス資料の範囲を広げ、技術移転の可能性をより一層、重視した採択を行う。 例:MTA(試料提供契約)、医師主導治験の計画等

(※1)平成 28 年度は、JST 特許主任調査員は引き続き発明者インタビュー、特許調査に協力します。

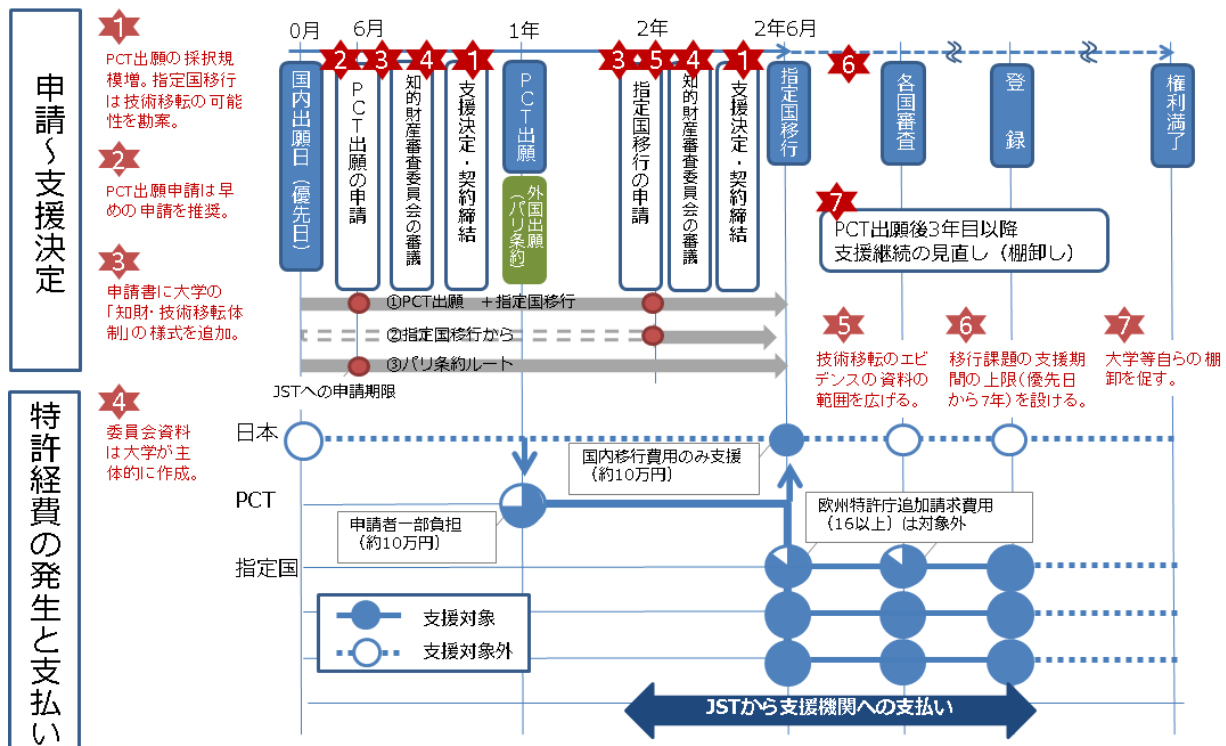
(※2)平成 28 年度の準備期間中は以下のとおり実施します。

- (1)一部の大学(申請数が上位の大学を中心に JST からお声掛けさせていただきます)及び希望する大学等から、知財審査委員会資料の作成及び委員会での説明・質疑対応を推奨します。
- (2)(1)の大学等が、委員会でのプレゼン準備のために希望される場合は、知財審査委員会への傍聴・質疑対応が可能です。

項目	(平成 27 年度)	平成 28 年度 平成 28 年 4 月の申請案件から適用
⑥指定国移行 (支援期間)	—	・指定国移行の支援期間を、原則、優先日から7年間とし、大学等による早期の権利化及びライセンス活動の進展が期待される高い特許を JST は重点的に支援する。特に欧州特許など、権利化まで時間がかかる場合が多いため、早期権利化のため早期審査手続を推奨する。(※3)
⑦棚卸し	3年目以降の見直しを実施	・支援案件の棚卸しは、大学等の技術移転活動の状況等を評価し、主体的な判断を促しつつ行う。 例:ファミリー単位での維持要否判断等

(※3)平成 28 年度から、海外の早期審査手続きに係る経費を支援対象とします(過去採択分を含む)。

4.「大学等知財基盤強化支援<権利化支援>」のイメージ



本資料は、平成27年度「大学-JST意見交換会(平成28年2月開催)」の説明資料の要点を示したものです。大学-JST意見交換会の説明資料は、JST ホームページからダウンロードできます。

http://www.jst.go.jp/tt/pamph/h27_daigaku_iken.pdf (知財活用支援事業は 101 ページから 111 ページ)

以上

お問合せ先

JST 知的財産戦略センター
大学支援グループ
電話:03 (5214) 8413
E-mail: kenri@jst.go.jp
ホームページ: <http://www.jst.go.jp/chizai/>